

平成28年(ワ)第380号放送法順守義務確認等請求事件
原告 宮内正蔵
被告 日本放送協会

第1回口頭弁論における意見陳述書

2016年10月27日

奈良地方裁判所 民事部
1C係 御中

原告訴訟代理人
弁護士 佐藤真理

第1回口頭弁論に当たり、訴状を補充して若干の点について意見を述べる。

1 会長就任時の靱井発言とBBCのテレビ特集

靱井勝人氏はNHK会長就任時の記者会見(2014年1月25日)で、「(従軍慰安婦問題について)戦争国なら、同じような制度は、どこにでもあった」「(特定秘密保護法について)国会を通過してしまったのだからカッカしても仕方がない。これが必要だと政府が説明しているのだから、様子を見るしかない」「(国際放送での領土問題の扱いについて)政府が右を向けという時にNHKは左を向くことができない」と発言したが、以来、NHKの「安倍チャンネル化」(政府広報化)がいつそう進んでいる。

上記靱井発言の翌々月(同年3月20日)、イギリスの公共放送BBC(イギリス放送協会)が「日本の公共放送は脅威にさらされているのか」と題する異例のテレビ特集を放送して世界の注目を集めた。この放送は、靱井NHK会長、長谷川三千子埼玉大名誉教授、百田尚樹(作家)両NHK経営委員らの「右翼的」言動や、それらの人事への安倍首相の関与などを取り上げ、「安部政権によるNHK支配」に大きくスポットを当てたものだった。

そこには、「右傾化する安部政権」への国際社会の懸念が少なからず反映していたが、同時に、ヨーロッパの公共放送が競って独立行政制度や経営委員・会長選出への公募制導入など政府からの独立性を高め、権力監視機能を強化している流れの中で、それに逆行する日本の姿が、危機的なものに映ったことは疑いない。

2 NHK設置の目的と放送法第4条1項

NHKが設置された目的は、憲法21条が保障する「報道の自由」と「国民の知る権利」を実効化するためである。そのために、放送法15条は、NHK（日本放送協会）の目的について、公共の福祉のために、①「あまねく日本全国において放送を受信できるように」すること、②質の面においても、「豊かで、かつ、良い放送番組による・放送を行う」ことを定めている。

NHKは、税金ではなく、広告収入によるのでもなく、視聴者の受信料によって、存立基盤を確保している。これは、戦前の放送が、「大本営発表」にみられる国家の宣伝機関の役割を担わされたという苦い教訓の反省に基づくものである。

放送法は、NHKの報道の自由を確保すること、とりわけ国家権力からの不当な介入を防止し規制することを目的として規定を整備している。

即ち、放送法第4条1項は、「放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

1号「公安及び善良な風俗を害しないこと」

2号「政治的に公平であること」

3号「報道は事実をまげないですること」

4号「意見の対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにすること」（論点の多角的解明義務）と規定している。

現在のNHKのニュース報道の最大の問題点は、この放送法第4条1項4号に違反することである。例えば安倍首相の国会答弁や記者会見の内容を客観報道の形をとりながら実際は政権の方針を無批判に伝える役割を果たしている。安倍政権に反対、批判する意見は報道されない。されてもごく短い時間しか放送しない。一番視聴率の高い夜の7時、9時のニュースではなく、あまり見ていない朝早い6時のニュースとか夜11時のニュースだったりして、帳尻合わせをしている。

NHKが放送法4条1項に反し、政治的に不公正な放送を行ってきた最近の例について、訴状では①第46回衆議院議員選挙に関する報道、②安保関連法案に関する報道、③第24回参議院選挙関係の報道の3つについて、主張した。次回以降の口頭弁論でさらに具体的な主張立証を追加していく予定である。

3 視聴者・国民は司法上の確認請求権を持たないとの主張について

被告NHKは、放送法第4条はNHKに対して「法的義務を定めたものではなく、倫理的義務を定めたもの」に過ぎないので、視聴者・国民はNHKに対して司法上の確認請求権を持たないと主張している。

しかし、放送法第81条は「協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない」と規定しており、NHKに放送法4条の順守の義務を課しているのである。

さらに放送法第5条において「放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」と定めている。この規定を受けて、NHKは国内放送番組基準を作っている。

その「第5項 論争・裁判」において、「意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。」と放送法4条1項4号とほぼ同じ内容をNHKが自ら定めていることを指摘しておく。

4 「特殊な負担金」との被告主張について

(1) 被告NHKは、放送受信料の法的性格は「特殊な負担金」であり、対価的給付を前提としたものではないと主張している。

この主張は、継続的な有償双務契約であるとの原告の主張を争い、視聴者・国民は一方的に受信料の支払義務のみを負担する契約であり、NHKがどのような放送をしても、視聴者は一切異議を述べるこ

とは許されず、同時履行の抗弁権や不安の抗弁権などを理由とする受信料の支払拒否は認められないとの主張を含むものと解される。

しかし、放送受信契約について、放送法第64条1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置したものは、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定めており、この規定は「NHKの放送の受信」を前提にしている。

「放送の受信に関する契約締結義務」を規定しているのであって、租税のような「負担金」支払契約とは記載していない。

「契約」である以上、受信者の自由意思を介して契約を締結させる道を用意しているのである。このようにして締結された放送受信契約は私法上の契約法に従って規律されなければならない。

(2) NHKの債務は、NHKが放送法4条及び同法5条に基づいて自ら定めた国内放送番組基準に従って放送することである。NHKがこのように放送することを義務付けられているからこそ、視聴者・国民は受信料を支払う義務を負担するのである。放送法4条及び国内番組基準を守らなくても良い単なる「倫理」規範でしかないというなら、NHKの公共放送の実質的根拠がなくなってしまう。多くの視聴者は少なくともそのような期待をもって契約していることは明らかである。

(3) NHKの財源を確保する立場から「特殊な負担金」説を採用した判例は少ない。

しかし、放送法が「契約」と定めていること、「負担」という放送法にはない概念を導入していること、契約締結という特殊な公法上の義務があるとしても、一旦「NHKの放送の受信契約」をした以上、契約法理で処理することになると解するのが、契約法の常識である。

5 高市総務大臣発言

最近の政府与党によるテレビ報道に対する介入・干渉は目に余るものがある。

高市早苗総務大臣は、2月8日の衆議院予算委員会で、野党議員の「憲法9条改正に反対する内容を相当の時間にわたって放送した場合、電波停止になる可能性があるか」との質問に対し、「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返す、行政指導しても全く改善されない場合、それに対して何の対応もしないと約束するわけにいかない」と述べ、政府が放送局に対し「放送法4条違反を理由に電波法76条に基づいて電波停止を命じる可能性」に言及した。菅官房長官や安倍総理も、この発言を「当然のこと」「問題ない」として是認している。

しかし、このような発言や政府の姿勢は、明確に放送法4条に違反するものである。

放送法4条が放送事業者の番組編集基準の一つとして「政治的に公平であること」を挙げているが、これは放送法1条二号に於いて「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を放送法の目的と定めていることに対応する。1950年の放送法の制定時にも、当時の政府は国会で「放送番組については、放送法1条に放送による表現の自由を確保することを根本原則として掲げており、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」と説明していたのである。

政治的公平を口実とする政府による報道機関への干渉、介入、規制は、報道機関の報道・表現の自由を牽制し、委縮させるもので、我が国の民主主義を危うくするものである。

6 日本は今、歴史の岐路にある。

(1) 戦後日本は、2度と戦争はしないとの「不戦の誓い」のもとに、平和国家、民主国家として再出発した。しかるに、昨年9月19日、違憲の戦争法案が強行採決により「成立」させられ、政府は、本年11月に南スーダンに派遣している自衛隊員に改正PKO法に基づく「駆けつけ警護」や「宿営地の共同防護」などの新たな任務を付与することを検討している。南スーダンの現状は、本年7月に大統領派と副大統領派の大規模な戦闘により多数の死者を出すなど、停戦合意などPKO5原則が崩壊した状況にある。もし、新任務の付与を強行し、これらの任務遂行のための武器使用を認めるとなると、自衛隊員が南スーダンで政府軍や反政府軍の兵士を殺傷し、自らも犠牲になる危険性が極めて高い。

(2) 「改憲を目指す」ことを公言する安倍内閣は、憲法の立憲主義、民主主義、恒久平和主義を踏みにじり、米国と共に海外で戦争する国に踏み出そうとしている。

今、日本は大きな歴史の岐路に立たされている。国民は、主権者として多様な情報を十分に知り、政府や国会を監視し、誤りがあればこれを是正するための行動に立ち上がることが求められている。

(3) 国民は、日頃、社会人としての判断材料の大半を、マスメディアに依存している。民主主義社会では、主権者たる国民ひとりひとりが成熟した政治的判断ができるように、世の中で何が起きているのか、今何が問題かについて正確かつ的確な情報を共有できる仕組みが保障されていなければならない。

それが、マスメディア一般が担っている言論・報道機関としての

「公共的」機能である。

今日、テレビは、社会生活のなかで「基幹メディア」としての役割を果たしている。テレビは、民主主義社会の根幹をなす「知る権利」の充足や世論形成のための討論・対話の広場（フォーラム）、さらに教育、文化、娯楽の機能まで含めて、市民生活に欠かせない情報のライフラインになっている。

放送は、そのような高度の公共的機能をもちながら、同時に、それが放送免許を与えられた限られた数の事業者によって独占的・特権的に営まれているという二重の意味で重い社会的責任を負っているのである。

籾井氏のNHK会長就任以降、顕著となったNHKの「安倍チャンネル」化は放置できない現状にある。

戦前のような国家による報道統制につながる動きは絶対に許してはならない。

7 合議体での審理を求める。

本件は、放送受信契約の法的性格、受信料の法的性格、被告NHKの放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等、重要な論点が多数含まれる複雑な事案であり、社会的影響もきわめて大きい。日本の進路と民主主義の前進にかかわる重要な裁判の一つであると断言できる。

よって、既に本年8月18日付け申入書を提出しているが、改めて、裁定合議事件として本件を合議体にて審理されるよう要請する。

以上